○関東地方整備局告示第二百十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、多摩川水系多摩川、浅川及び大栗川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年関東地方整備局告示第五十三号及び平成十七年関東地方整備局告示第三百五十七号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

○関東地方整備局告示第二百十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、相模川水系相模川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年関東地方整備局告示第三百十九号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

○関東地方整備局告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十九号　長野県東筑摩郡生坂村九〇一九番一地先から同村九〇三四番九地先まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年五月三十一日

○北陸地方整備局告示第五十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、阿賀野川水系阿賀野川、阿賀川、日橋川及び早出川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局、阿賀野川河川事務所、及び阿賀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年北陸地方整備局告示第四号、第三十二号、平成十八年北陸地方整備局告示第百九号、第百十号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

○北陸地方整備局告示第五十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、信濃川水系信濃川（下流）、関屋分水路、信濃川、大河津分水路、魚野川、千曲川及び犀川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局、信濃川下流河川事務所、信濃川河川事務所及び千曲川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年北陸地方整備局告示第五十号、第五十一号、第五十二号、平成十五年北陸地方整備局告示第十八号、第十九号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

○北陸地方整備局告示第五十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、関川水系関川及び保倉川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び高田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年北陸地方整備局告示第五号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

○中国地方整備局告示第七十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、佐波川水系佐波川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び山口河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年中国地方整備局告示第二十六号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

○中国地方整備局告示第七十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、高津川水系高津川、匹見川、高津川派川及び白上川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び浜田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年中国地方整備局告示第六十三号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日　中国地方整備局長　丸山　隆英

○四国地方整備局告示第七十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、那賀川水系那賀川、桑野川及び派川那賀川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局那賀川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年一月三十一日四国地方整備局告示第十号及び平成十九年九月二十五日四国地方整備局告示第七十六号は、廃止する。

平成二十八年五月三十日　四国地方整備局長　石橋　良啓